

18歳は成人!

消費者トラブルの
被害者や加害者にならないように…

令和4(2022)年4月1日～
成年年齢が**18歳**に
引き下げられました。

◆こんなことが現実に?!

- ・ 高校在学中に被害者に、友人等を勧誘し加害者になることも!
- ・ 学校のクラスや部活内で被害が拡大!
- ・ 同級生、先輩・後輩、友人や知人との関係が悪化!
- ・ お金だけでなく、**心理的**にも**ダメージ**を負う!

社会経験が比較的浅い
新成人は悪質な業者に
狙われやすい



■その契約、ほんとに大丈夫?



金額は適切? 契約内容は?



購入先は
信頼できる?

不安な事は消費生活
センターへ相談!



気を付けたいポイントは裏面をチェック!

全国の消費生活相談状況

「金」(儲け)や「美」(美容)の
誘惑にもご用心

▼18・19歳の消費生活相談の商品・サービス別上位 (2022年)

【男性】

- 1位 出会い系サイト・アプリ
- 2位 商品一般
- 3位 賃貸アパート

【女性】

- 1位 脱毛エステ
- 2位 商品一般
- 3位 他の内職・副業

(令和5年度版消費者白書より)

若者によくあるトラブル事例



マルチ商法

先輩に食事に誘われ行ってみたら化粧品の購入を勧められ、会員になって誰かに紹介するとマージンが入るとも言われ、高額な契約をしたが、誰も紹介できず、利益が得られない。



ネット通販の定期購入

ネットで美容液や脱毛クリームの広告を見て、「おトクにお試しだけ」のつもりで注文したら4回の定期購入が条件だった。2回目以降は高額なので解約したい。



デート商法

マッチングアプリで知り合い、好意を持った相手と食事に行ったら、アクセサリーの購入を勧められ、高額だったが嫌われたくないので、カードローンで購入してしまった。

こんな
悪質商法
にも注意!

靈感商法

「私には霊が見える。あなたには悪霊がついており、このままでは不幸になる」と不安をあおられ、高額な開運グッズを購入させられた。

就活商法

就職活動に悩んでいたとき、「このままでは一生成功しない」と不安をあおられ、「成功のためにはこのセミナーが必要」と勧誘され、高額な就活セミナーの受講を契約させられた。
など

気をつけたいポイント 親子でチェック☑

☑ 契約は、よく考えてから

- ・価格や品質、返品や解約ができるかどうか、複数回の購入が条件となっていないかなど、契約前によく確認しましょう。
- ・内容をよく理解し、本当に必要な契約かどうか、慎重に考えましょう。



☑ おいしい話をうのみにしない

- ・「簡単に儲かる」「すぐ元がとれる」なんてことは、あり得ません。
- ・インターネットやSNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- ・マルチ商法、情報商材、暗号資産等のもうけ話には特に気を付けましょう。

☑ 困ったら、すぐに相談

- ・「本当かな?」「どうしよう」「困った」そんなときは両親や、周囲の人、消費生活相談窓口等に相談しましょう。



い や や
消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活相談窓口（市町村の相談窓口や県消費生活センター等）につながります。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

「高校生のための消費生活ハンドブック」～トラブルに巻き込まれないために～（富山県作成）

令和5年度発行：富山県生活環境文化部県民生活課 TEL：076-444-3129(直通)

